

桑島第2団地A棟25号室改修工事

図面番号	図 面 名 称
1	特記仕様書（ 1 ）
2	特記仕様書（ 2 ）
3	位置図、配置図
4	既存平面図
5	改修平面図

I. 工事概要 1. 工事名称 桑島第2団地A棟25号室改修工事 2. 工事場所 鳴門市撫養町大桑島 3. 建物概要 鉄筋コンクリート造5階建て 4. 工事種目 建築一式工事（内装改修） 5. その他					
II. 建築工事仕様書		項目番号に○印のついたものを適用する			
章	項目	特記事項			
1章 一般共通事項	① 適用基準等	図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修の下記による。 ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和7年版（以下「標仕」という。） ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和7年版 ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和7年版 ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和7年版（以下「改標仕」という。） ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和7年版 ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和7年版 ・木造建築工事標準仕様書 令和7年版 ・建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説 令和4年版 ・建築工事標準詳細図 令和4年版 ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和7年版 ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和7年版 ・敷地調査共通仕様書 令和4年版 また、次の図書（国土交通大臣官庁官庁営繕部監修）を参考とする。 ・建築工事監理指針 令和7年版(以下「監理指針」という。) ・建築改修工事監理指針 令和7年版 ・電気設備工事監理指針 令和7年版 ・機械設備工事監理指針 令和7年版			
	② 優先順位	設計図書の優先順位は、次の順とする。 ① 質問回答書（②から⑤に対するもの） ② 補足説明書 ③ 特記仕様書 ④ 図面 ⑤ 公共建築工事標準仕様書等			
	③ 工事実績報告書の登録	① 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。 ・受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 ・登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 ・しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 ・訂正時は、適宜とする。なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 ② 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。			
	④ 工程表等	受注者は、契約書に基づく工程表及び請負代金法定福利費内訳書を契約締結後14日以内に提出すること。			
	⑤ 工事の着手	受注者は、設計図面に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。			
⑥ 施工計画書等	① 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。				
		章	項目	特記事項	
		⑦	下請負人の選定	① 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。 ② 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。	
		⑧	施工体制台帳及び施工体系図	① 施工体制台帳の作成 ・受注者は、下請契約（以下の③及び④の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。 ② 施工体系図の作成及び揭示 ・受注者は、下請契約（以下の③及び④の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 ③ 警備業者の記載 ・受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 ④ 運搬業者の記載 ・受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 ⑤ 施工体制台帳及び施工体系図の提出 ・受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。 ⑥ 再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示 ・受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。	
		⑨	施工中の安全確保	① 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。 ② 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと ③ 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号）その他関係法令に従い適切に処理すること。 ④ 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。 ⑤ 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。 ⑥ 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。	
		⑩	発生材の処理等	① 発生材の処理等は、次により適正に行う。 1)発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 2)解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 3)空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 4)受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。	
				② アスベスト 1)解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の貸与（あり・なし） 2)事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。	

MEMO	鳴門市 都市建設部 まちづくり課	工事名	桑島第2団地A棟25号室改修工事	図面名称	特記仕様書（1）
				縮尺	NO. 1

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項								
	⑪ 材料製品等	・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。 3)表示、掲示は次のとおり行うこと。 ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。		⑪ 火災保険	② 工事写真はしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 ・しゅん工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視部分の出来高が写真で的確に確認できること。 ③ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部「営繕工事写真撮影要領」によること。 <table><tr><th>区 分</th><th>サ イ ズ</th></tr><tr><td>着 工 前</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr><tr><td>工 事 中</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr><tr><td>竣 工</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr></table> ⑤ 工事完成撮影は、専門家に（ よろず ・ よらない ）ものとする。 ⑥ 本工事に伴う諸官公署への各種申請は、請負業者が行うものとし、費用（完了検査手数料等）については、請負者の負担とする。 本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。 ① 対象物 ・工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。 ② 保険除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事・コンクリート躯体工事・屋外付帯工事・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等） ③ 付保する時期及び金額 ・鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完成時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。 ④ 保険終期 ・工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。 ⑤ その他 ・付保する時期以降は出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。	区 分	サ イ ズ	着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ
	区 分	サ イ ズ											
	着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ											
	工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ											
竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ												
⑫ 化学物質を発散する建築材料等	本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。												
⑬ 施工	① 近隣住民等に周知・案内を行うこと。 ② 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。 ③ 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。 ④ 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。 ⑤ 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。 ⑥ 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。 ⑦ 設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。 ⑧ 試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。	2章 仮設工事	① 工事用用水、電力等 ② 工事車両用駐車場資材置場現場事務所用地等	① 既存電力利用（ 出来る ・ 出来ない ） 、電気料金（ 有償 ・ 無償 ）ただし、施設管理者と協議すること。 ② 既存用水利用（ 出来る ・ 出来ない ） 、水道料金（ 有償 ・ 無償 ）ただし、施設管理者と協議すること。 ① 同用地は、（図示の場所に ・ 用意していないので業者にて ）設けること。ただし、施設管理者と協議すること。									
⑭ 工事看板等	① 工事現場には、 工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。												
⑮ 工事検査及び技術検査	① 鳴門市工事検査規定及び鳴門市工事検査基準に基づき検査を受けること。												
⑯ 完成図等	① 提出書類 ・工事写真（写真帳1部（ 着手前 ・ 工事中 ・ 竣工 ） 、電子データ1部） ・使用材料一覧表（ 1部、うち電子データ1部） ・保全に関する資料 ・その他監督員が指示する図書												

① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

② 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

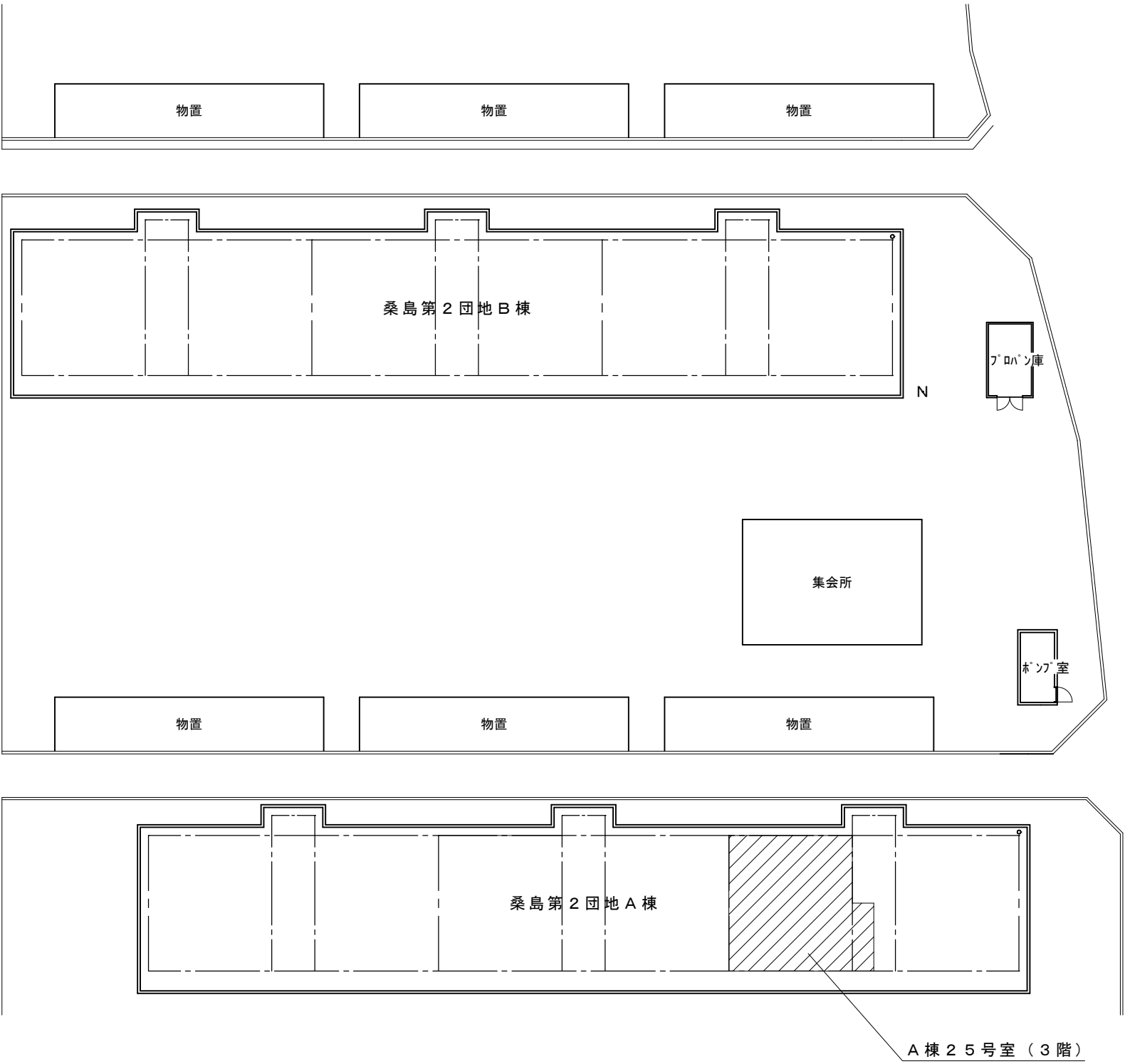
③ 接着剤は、フタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑性剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

④ 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

⑤ ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

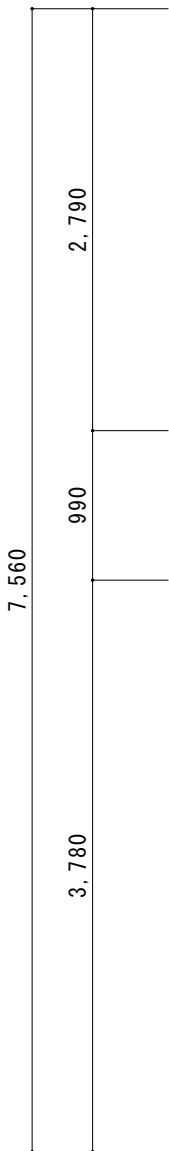


位置図



配置図

MEMO	鳴門市 都市建設部 まちづくり課	工 事 名	桑島第2団地A棟25号室改修工事	図面名称	位置図、配置図	
				縮尺	1/300	NO. 3



居室 6 帖 (2)

床	畳、フローリング、下地合板、下地組、畳寄せ撤去
壁	既存 (合板)
天井	既存 (ハールスキン)
備考	入口下枠撤去 片開き戸、襖、網戸、ガラスフィルム撤去 コンセント、照明器具、ローゼット撤去 火災警報器撤去 (再取付)

浴室

床	既存
壁	既存
天井	既存

[illegible]

床	コンクリートブロック撤去	バルコニー			居室4.5帖	
壁	防鳥ネット撤去(下地組共)				床	畳、下地合板、下地組、畳寄せ撤去
備考	水栓撤去				壁	既存(合板)
					天井	既存(パールスキン)
					備考	襖、網戸、カーテンレール、スリープキャップ撤去
		2,790				コンセント、ローゼット撤去
		2,210				火災警報器撤去(再取付)
		2,790				

MEMO	鳴門市 都市建設部 まちづくり課	工 事 名	桑島第2団地A棟25号室改修工事	図面名称	既 存 平 面 図	
				縮 尺	1/50	NO. 4



洗面脱衣	
床	下地組、下地板張り、フローリング [*] 、幅木
壁	EP-G塗り、SOP塗り
天井	木下地組、けい酸カルシウム板 ^t -6張りEP塗り
備考	天井廻り縁(塩 ^t) 片開き戸、下枠 洗面器、水栓、化粧鏡、化粧棚 照明器具、コンセント、スイッチ

浴室	
床	—
壁	—
天井	既存

廊下・玄関	
床	下地組、下地板張り、フローリング*、幅木
壁	合板t-5.5増張り、クロス貼り
天井	凹凸部処理、外装厚塗材ローラー塗り
備考	玄関上り框、玄関ドア内側DP塗り 玄関収納建具、中棚 照明器具、電話モジュラージャック、スイッチ 分電盤

踏 込	
床	下地組、下地板張り、フローリング [*] 、幅木
壁	合板t-5.5増張り、クロス貼り
天井	合板t-5.5増張り、クロス貼り
備考	

居室 4 . 5 帖	
床	下地組、下地板張り、畳寄せ
壁	合板t-5.5増張り下地、クロス貼り
天井	凹凸部処理、外装厚塗材ローラー塗り、シーリング
備考	襖、クーラーキャップ コンセント、ローゼット 火災警報器撤去(再取付) 壁貫通孔フレート取付(内・外)

2, 790	2, 210	2, 790
7, 790		

MEMO	鳴門市 都市建設部 まちづくり課	工 事 名	桑島第2団地A棟25号室改修工事	図面名称	改修平面図	
				縮尺	1/50	N0. 5